

会 員 規 程

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構

(目的)

第1条 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構(以下「認証機構」という。)定款第3章 社員に関わる必要事項を定めることを目的とする。

(種別)

第2条 認証機構の会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員：認証機構より認証を取得したのち、入会を申込み入会した法人又は団体。
- (2) 特別会員：認証機構の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体。
- (3) 賛助会員：認証機構の事業を賛助するために入会した個人、法人又は団体。

(入会基準)

第3条 正会員、特別会員又は賛助会員として入会しようとする者は、認証機構の目的及び事業に賛同する旨を記した入会申込書(別に定める。)を提出し、定款第6条の規定に基づき、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 認証機構は、前項の承認後速やかに会員登録を行い、入会々員にこれを通知する。
- 3 会員は、第1項に定める入会申込書及びその添付書類の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに変更事項並びに認証機構の要求する事項を届け出るものとする。

(会費)

第4条 会員は、別に定める会費の規定により、年会費を、認証機構の指定する日までに認証機構へ納入するものとする。

- 2 納入された会費は、特別の理由がない限り、これを返還しない。

(会員の権利義務)

第5条 正会員及び特別会員は、一般社団・財団法人法上の社員として社員総会に出席して1個の表決権を行使することができる。

- 2 社員として社員総会に出席する法人又は団体は、予め表決権を行使する者を定め、その氏名を、開催日の前日までに認証機構に届け出るものとする。
- 3 社員として社員総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することがで

きる。

- 4 前項において、代理人によって表決権を行使する場合には、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を認証機構に提出しなければならない。
- 5 第2項の届け出及び前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

(退会)

第6条 会員は、別に定める退会届を提出して任意に退会することが出来る。

(除名)

第7条 次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 認証機構の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 認証機構の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第8条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 1年以上会費を滞納したとき。
- (2) 総社員の同意があったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人又は団体が消滅したとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第9条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、認証機構に対する(会員としての)権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 認証機構は、会員がその資格を喪失しても、会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

附 則

1. この規定は、公益認定を受けた日から施行する。